

令和4年9月15日  
(事務連絡)

関係各位

志布志市役所財務課

建設工事における契約の保証及び前払金保証等の電子化対応について（お知らせ）

本市では、令和4年10月1日以降、金融機関等が承認した建設工事における契約の保証及び前払金保証等に係る保証証書の取扱いについて、従来の書面による提出に加え、電子証書への対応を開始します。詳細は下記のとおりです。

## 記

### 1 電子証書の対応が認められる対象

- (1) 契約保証
- (2) 前払金保証
- (3) 中間前払金保証

### 2 利用方法

- (1) 受注者は、金融機関等において保証の承認後、電子証書等閲覧サービスに登録された電子証書を閲覧するために用いる認証キー等の情報を、本市各担当課に電子メール等で提供します。
- (2) 本市各担当課は、それを用いて当該電子証書等を閲覧し、保証内容を確認します。

### 3 留意事項

- (1) 令和4年10月1日以降、新たに契約締結するものについて、金融機関等が承認した保証が対象となります。
- (2) 電磁的方法による契約締結(電子契約)をしていない場合であっても、電子証書の対象となります。
- (3) 保証契約の内容を変更する際、当初に書面による提出があったものについて保証契約の内容を変更する場合は、電子証書の対象になりません。全て書面での取り扱いとなります。

#### 4 用語の説明

##### (1) 金融機関等

保険会社、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社。以下同じ。）等をいう。

##### (2) 電磁的方法

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

##### (3) 電子証書

電磁的記録により発行された保証証書をいう。

##### (4) 電子証書等閲覧サービス

電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、金融機関等が指定するものをいう。

##### (5) 認証キー

電子証書に関連付けられたパスワード等をいう。